

平成29年 遊漁案内

遊漁証の申込みについて

遊漁を希望される方は、漁場に入る前に次の手続きにより申し込んで遊漁承認証（遊漁証）の交付を受けて下さい。

●年間遊漁証

遊漁証の年釣券は、組合事務所のみで発行します。顔写真一枚（免許証用）を添えて直接組合事務所へ申し込み下さい。

尚、郵送で申し込む場合は住所・氏名・年齢を明記のうえ写真・遊漁料を同封して現金書留で申し込んで下さい。返送する際に簡易書留をご希望の方は料金はお客様負担となります。

●日釣遊漁証

組合事務所、遊漁証取扱所いずれでも受けられます。

●遊漁料（税込）

魚類	漁具・漁法	遊漁料		現場加算額
		日釣	年釣	
あゆ	手釣、竿釣	2,100	10,500	2,000
雑魚	手釣、竿釣	1,000	6,300	1,000
全魚種	手釣、竿釣	—	16,800	—

◎注意事項

- 年釣券の有効期間は、交付を受けてから同年12月31日までです。
- 遊漁証を万一紛失された場合は、1,000円の再交付料が必要となりますので、格別のご注意をお願いします。
- 遊漁証は本人以外の方が使用することはできません。
- 遊漁証は常に携帯し、監視員の指示があれば速やかに提示して下さい。
- 不携帯の方は其の日の日券を購入しなければなりません。
- 遊漁証は帽子、衣服など見易いところにつけて下さい。

◆遊漁規制等法規抜粋

- 県の漁業調整規則違反については取締当局へ告発することができる。
- 違反に使用した漁具漁獲物は没収することもある。
- 軽微の違反行為には違約金、過怠金の徴収を始末書又は誓約書に替える事が出来るものとする。
- 遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

●禁止期間

水産動物	禁止期間
あまご・いわな・しらめ魚	10月1日～翌年1月31日迄 ※但し、能郷堰堤及び大須折越林道入口越田土橋以北より上流は、10月1日～4月14日まで禁漁
鮎 魚	組合が定めて公表する解禁日以前

●全長の制限（制限以下の水産動物を採捕した場合は速やかに放流して下さい）

水産動物	全長制限
ふな	体長 6cm以下
うぐい	体長 10cm以下
いわな・あまご(しらめ)・やまめ	体長 15cm以下
鯉	体長 20cm以下
うなぎ	体長 30cm以下

●漁具・漁法の制限

遊漁者は竿類以外の漁法で水産動物を採捕することは出来ません。

●漁具・漁法の禁止事項

- ①水中に電流を通じてする漁法
- ②水中銃（ヤスにゴムをつけたものを含む）
- ③アクアラングで空気使用の場合
- ④毒物（薬品・毒草）の使用
- ⑤いかりかけ・もり・ひし・やす 1月1日～8月15日迄禁止
- ⑥ドンコ・ピンカの卵の採捕は禁止

●竿での漁法の制限

- ①蚊釣の針数の制限 3本までとする（蚊釣以外の針は、ガリとみなす）
- ②友釣の仕掛けの段数の制限 2段迄とする
- ③鮎のエ釣、籠釣 5月11日～8月15日迄禁止
- ④ガリ（ドボンコ）漁法 金原ダムより上流 8月31日迄禁止
金原ダムより下流 9月30日迄禁止
- ⑤ガリ漁法でのワイヤ製糸の使用禁止
- ⑥竿の使用は1人1本と限定する。
（友釣、雑釣にかかわらず、本人以外の場所取りは禁止する。）
- ⑦ガリ漁のルールは禁止



根尾川筋漁業協同組合

岐阜県本巣市山口897番地
TEL (0581) 34-2251 (事務所)
FAX (0581) 34-2021 (事務所)
www.neogawa.org

ルアー&フライ専用区

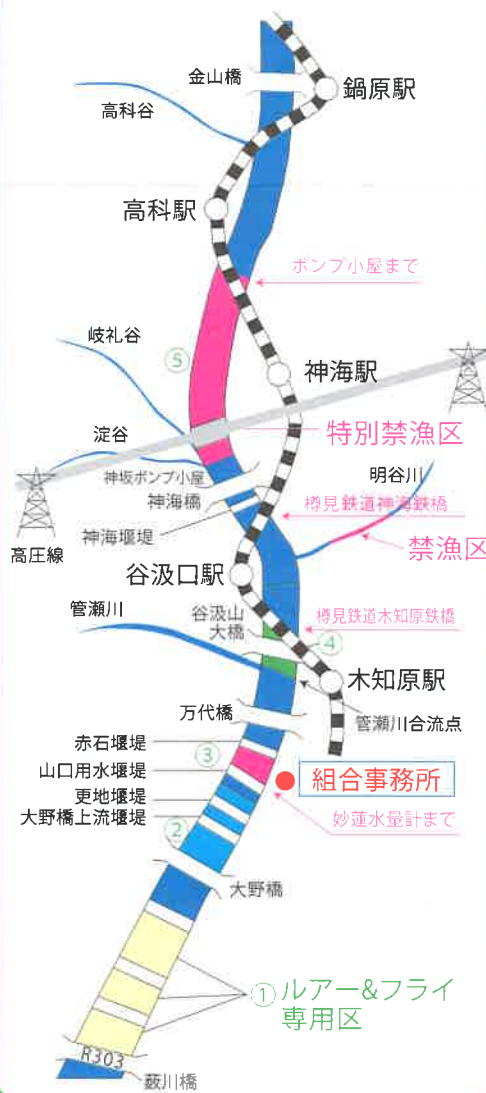
区 域	期 限
① 藪川橋上流端より上流高屋西堰堤まで	4月30日まで

（但し、4/1～各堰堤禁漁区に注意）

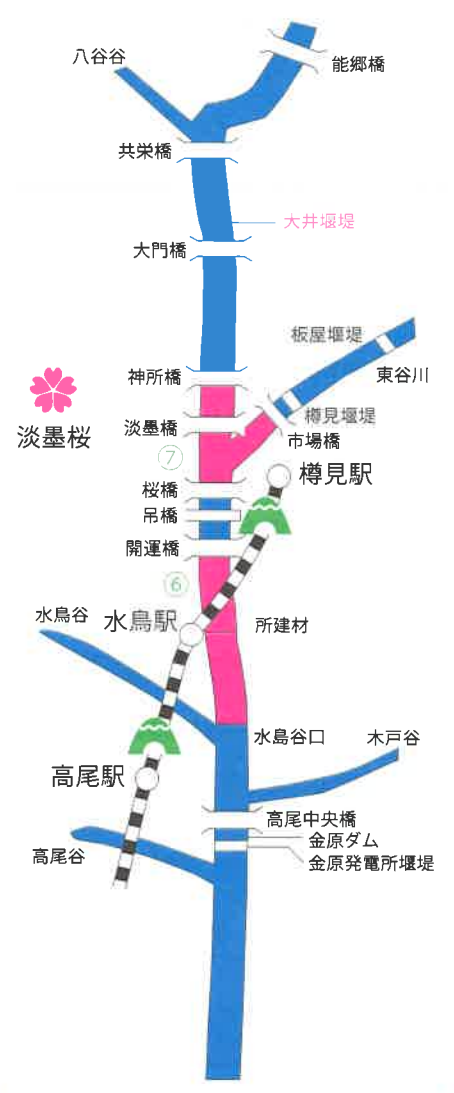
釣専用区（友釣手針を含む）

区 域	期 限
② 大野橋上流端から上流山口用水堰堤下流端から下流270mまで	5月11日～ 6月第2土曜日まで
③ 山口妙連水量計上流端から赤石堰堤下流端まで	9月20日まで
④ 管瀬川合流点から上流木知原鉄橋下まで	10月15日まで
⑤ 神坂ポンプ小屋から岐礼ポンプ小屋（送電線禁漁区除く）まで	9月20日まで
⑥ 水鳥谷口から開運橋まで	9月20日まで
⑦ 桜橋から神所橋までと市場橋まで	9月20日まで

南部、中部地区①～⑤



根尾地区⑥～⑦



あまご・しらめの漁期

区 域	期 限
根尾川下座倉堰堤から上流能郷堰堤及び越田土橋まで	2月1日～ 9月30日まで
根尾川能郷堰堤及び大須折越林道入口越田土橋以北	4月15日～ 9月30日まで

◆お願い

最近、友釣の仕掛け針及び、ガリ釣針の放置並びに竿振りに依る人身事故多発の恐れがあり、使用に際しては充分注意して下さい。又、万一事故が発生しても当組合は一切責任を負いませんのでご注意下さい。自分以外の方にも安全に気を付けて、楽しい釣りを心がけましょう。